

乙第25号議案

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中「第3条第1号」を「第2条第1号」に、「第3条第2号」を「第2条第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

職業能力開発促進法施行令の一部が改正されることに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。